

i-net

2003.01 Vol.6



Information

商品紹介

小型ホルマリン無害化装置

【有害物質ホルマリン】

劇物！

生物の固定用試薬や防腐剤として広く用いられているホルマリン(ホルムアルデヒド水溶液)は、毒物及び劇物取締法において劇物に指定されています。そのため、廃棄基準が細かく定められており、通常は専門業者に委託して処理します。ホルマリン廃液を少量しか排出しない事業者にとっては、処理コストがかかるだけでなく、処理可能な量に達するまで、有害な廃液を長期間に渡り一時貯留するため、スペース、臭気、廃液の漏出対策等の必要があり、大きな負担となっています。

コスト高

昨年(2002年)8月に環境省より発表された「水生生物保全に係る水質目標」において、淡水域におけるホルムアルデヒドの目標値案が示されました。このような背景から、今後ホルマリン廃液の排出に関しては厳しく規制されることが予想されます。

【小型ホルマリン無害化装置】

本製品は先に当社で設計・開発した「ホルマリン無害化装置」(i-net3号掲載)を小型化したものです。有害物質ホルマリンを99.9%除去できるだけでなく、従来品に比べ、以下のような特徴を備えております。



ホルマリン処理に要する年間費用(例:週30Lのホルマリンを排出する事業者)

自社処理	委託処理
1回処理(20L)に必要な試薬:消石灰0.2kg(10円)、酸0.3L(60円) 電気代:20円	200円/L
年間6,480円	年間288,000円

装置サイズ:45×65×140cm

室内に設置可能

完全自動化可能

メンテナンスが簡単


廃泥がでない

また、この装置で処理された処理液は、OECDに準拠した毒性試験により、水生生物に対する安全性が確認されています(ただし処理液のBOD、窒素等は、排水処理施設等を経由させるなど、別途処理する必要があります)。

処理対象であるホルマリンの量、排出頻度、濃度、使用用途、設置予定場所などをお知らせください。状況に応じた小型装置設計、お見積もりをさせていただきます。

お申し込み・お問合せは
イーアイエス・ジャパン(株)
TEL 054-664-0835
FAX 054-664-0836

環境科学の総合コンサルタント

 国土環境株式会社

本	社	〒154-8585	東京都世田谷区駒沢 3-15-1	電話: 03-4544-7600
西	支	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀 3-2-23	電話: 06-6448-2551
日	社	〒224-0025	神奈川県横浜市都筑区早渕 2-2-2	電話: 045-593-7600
本	環	〒421-0212	静岡県志太郡大井町利右衛門 1334-5	電話: 054-622-9551
環	境	〒983-0841	宮城県仙台市宮城野区原町 3-2-55	電話: 022-792-2021
境	創	〒455-0032	愛知県名古屋市中区入船 1-7-15	電話: 052-654-2551
造	研	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀 3-2-23	電話: 06-6448-2551
研	究	〒812-0044	福岡県福岡市博多区千代 4-29-24 三原第3ビル	電話: 092-641-7878
所	所	〒900-0003	沖縄県那覇市安謝 2-6-19	電話: 098-868-8884
東	支		秋田、福島、千葉、神奈川、新潟、北陸、金沢、静岡、神戸、中国、四国、北九州	
名	店		釜石、下関、沖縄	
古	店			
北	支			
大	店			
阪	支			
九	店			
州	支			
沖	店			
営	支			
事	業			

ホームページURL <http://www.metocean.co.jp/>